



ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」

渡良瀬遊水地は、栃木・群馬・茨城・埼玉の4県の県境にまたがる面積約3,300haのわが国最大の遊水地で、本州以南最大のヨシ原が広がっています。

渡良瀬遊水地は、洪水時の水を一時的にため水害を防ぐ治水と、ハート形の谷中湖に水をためて都市用水を供給する利水の役割を担っており、私たちの生活に大きな役割を果たしています。また、本州以南最大の湿地に絶滅危惧種約180種を含むたくさんの動植物が生息・生育する自然の宝庫となっています。

のことから、平成24年7月3日、治水・利水と自然保全を両立することを前提に、ラムサール条約湿地に登録されました。

ラムサール条約とは

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。1971年にこの条約が結ばれたイランの町の名前をとて「ラムサール条約」と呼ばれています。

水鳥や魚などの生きものだけでなく、私たち人間にとっても重要な湿地を守るために条約です。また、湿地の保全だけでなく、湿地の持続可能な利用をしていこうという「ワイルドユース（賢明な利用）」と「CEPA（セパ：交流・学習・普及啓発）」を提唱しています。

マナー作成の経緯

広大な自然環境をもつ渡良瀬遊水地では、植物や野鳥、昆虫などの自然観察や学習会などが頻繁に行われています。

渡良瀬遊水地には、年間約100万人の方が訪れており、谷中湖周辺を中心としてジョギングや自転車などの利用、水上ではカヌーやヨット、ボートなど、上空では熱気球やスカイダイビングなど、幅広く利用されています。

そこで、渡良瀬遊水地の貴重な自然を保全し次世代に引き継ぐため、また渡良瀬遊水地を訪れるたくさんの方が安全に渡良瀬遊水地を利用できるよう、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会において意見を交換し、「渡良瀬遊水地 環境の保全と安全な利用のためのマナー」としてまとめました。

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会とは

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録をふまえ、湿地の「保全」と「賢明な利用」に向けて、遊水地の歴史を踏まえつつ、治水機能の向上、積極的な自然環境の保全再生、様々な利活用の促進、地域振興を図るため、関係機関や周辺住民・利用者等が十分に対話をすることを目的に設立された協議会です。

【関係機関名】

- 古河市企画課 ◦ 栃木市遊水地課
- 小山市渡良瀬遊水地ラムサール推進課
- 野木町政策課 ◦ 板倉町企画財政課
- 加須市環境政策課
- 環境省関東地方環境事務所野生生物課
- 国土交通省利根川上流河川事務所調査課
- (一財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

【当パンフレットへのご意見・ご感想など】

国土交通省利根川上流河川事務所調査課

TEL : 0480-52-3958

FAX : 0480-52-9046

メールアドレス : tonejo-chosa@ktr.mlit.go.jp

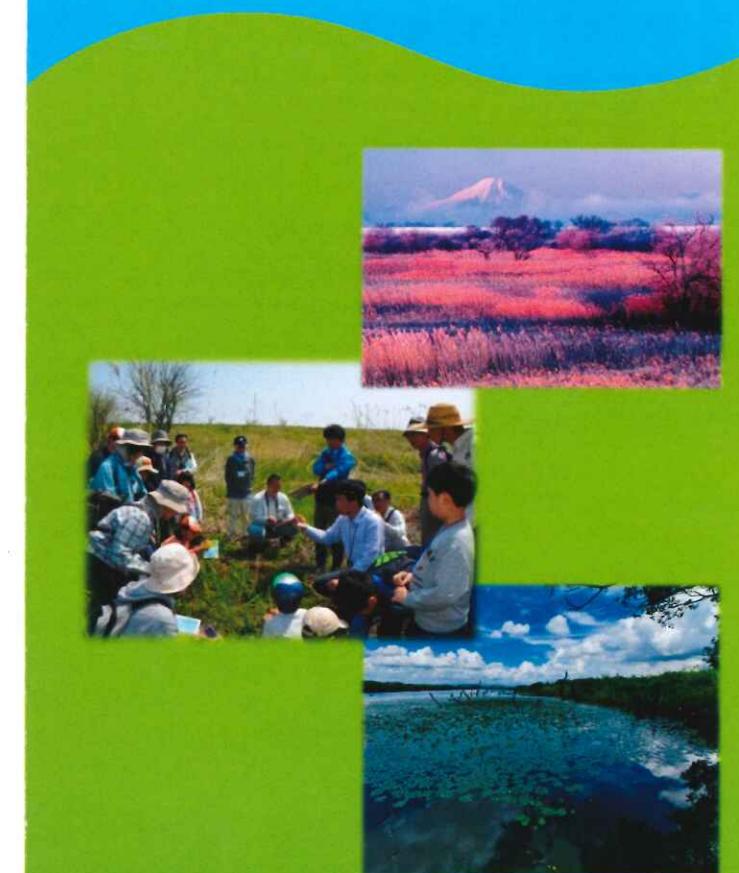
平成27年12月作成

ラムサール条約登録湿地

渡良瀬遊水地 自然と人にやさしい

10のマナー

～環境の保全と安全な利用のために～



渡良瀬遊水地保全・利活用協議会

ラムサール条約登録湿地 渡良瀬遊水地 自然と人にやさしい ～環境の保全と安全な利用のために～

渡良瀬遊水地には、貴重な湿地環境が残され、たくさんの生きものたちが暮らしています。また、その豊かな自然と結びついた人々の文化・歴史があります。そして、たくさんの人々が癒しやレジャーを求めて渡良瀬遊水地を訪れています。渡良瀬遊水地を訪れるみんなが、「自然と人にやさしい利用」を心がけましょう。

10のマナー

日本で一番自由な空



渡良瀬遊水地の
シンボルバード「チュウヒ」

マナー1 動植物は持ち出さない、 持ち込まないようにしましょう

渡良瀬遊水地の中だからこそ生息・生育している動植物が数多くあります。むやみな動植物の採取、捕獲は行わないでください。

また、渡良瀬遊水地の生態系のバランスや貴重種を守るため、外来の魚など動植物の持ち込みはやめましょう。

マナー2 野鳥に配慮しましょう

渡良瀬遊水地には、チュウヒやオオセッカなど希少鳥類を含むたくさんの野鳥が生息しています。野鳥観察や撮影をするときは、大声を出さないなど野鳥たちの生活をおびやかさないよう、注意しましょう。



本州以南最大の約1,500haのヨシ原



マナー3 野生動物に餌をあげないようにしましょう

野生動物に餌をあげると、自分で餌をとらなくなったり、食べ物を持った人を襲うようになったりします。野生動物に出会っても、餌を上げないようにしましょう。



オオセッカ

マナー4 ごみは持ち帰りましょう

ごみの投げ捨ては、景観を損ねるだけでなく、野生動物の食性や行動に悪影響を与えます。次に渡良瀬遊水地に来る人とそこに暮らす野生動物たちのために、ごみは持ち帰りましょう。



ごみを捨てないで!
(袋をくわえたタヌキ)

マナー5 火の取り扱いに注意しましょう

火災の危険があるため、タバコの火の投げ捨ては止めましょう。また、特に、冬期は空気が乾燥するため、火の取り扱いには十分注意しましょう。



マナー6 十分な事前準備をしましょう

渡良瀬遊水地では、その利用方法を間違うと思わぬケガや重大な事故につながるおそれがあります。散策や自然観察、スポーツ・レジャーに適した服装、装備を用意しておくほか、事前に周辺の医療機関や緊急時の連絡先などを確認しておきましょう。

マナー7 安全を確保して活動しましょう

自然観察や写真撮影などを行うときは、常に周囲の状況に気を配り、自身の安全確保に努めるとともに、他の利用者や車両等の妨げとならないようにしましょう。また、スズメバチやイノシシなどの危険生物にも注意しましょう。

マナー8 安全・快適・公平なスポーツ利用や レジャーを心がけましょう

スポーツやレジャーは定められた利用期間・時間、利用エリアで、他の利用者の安全に十分配慮して行いましょう。

※詳しくは、渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会作成「渡良瀬遊水地利用ルール＆マナー」をご覧ください。



QRコード（スマートホン用）
渡良瀬遊水地利用ルール＆マナー
※緊急時の連絡先掲載

マナー9 自転車などは安全に走行しましょう

自転車などの高速走行は大変危険です。散策や観察等いろいろな目的で多数の方が利用しています。事故防止のため他の利用者へ十分配慮し、急な飛び出しにも即座に対応できる速度で走行しましょう。

マナー10 自動車運転マナーを徹底しましょう

歩行者や自転車等の安全に十分配慮しながら、安全なスピードで走行しましょう。駐車するときは、駐車場を利用し、やむを得ず道路に駐車する場合は、片側に駐車し、通過車両の妨害とならないようにしましょう。

また、渡良瀬遊水地に生息・生育している動植物などに悪影響を与えないよう、道路以外の土地に入らないようにしましょう。